

## 吉井中学校いじめ防止基本方針

### 【目指す子ども像】

いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。

### 【PTAとの連携】

懇談等様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに情報公開するなどして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

### 【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任等（必要に応じて）  
スクールカウンセラー等

### 【関係機関】

○子ども子育て応援センター  
○青少年教育センター  
○警察・スクールサポーター  
○民生児童委員・主任児童委員  
○吉井地区各区長  
○吉井地区補導委員

### 【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 生徒指導の充実
- (3) 特別活動等の充実
- (4) 生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

### 【早期発見】

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ア. 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。

また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

#### イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査（「いじめ」の項目を含む）や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

#### ウ. 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど、学校内外の専門家、関係機関の活用を図る。

#### エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

#### 【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア. いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ. いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ. 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

## ○年間計画

4月	学校基本方針の確認・PTA総会・家庭訪問	<p>・毎月生活アンケートを実施する。 アンケートには「いじめ」項目を追加し、いじめの把握とともに、いじめを認めない意識付けを行う。</p>
5月	学校いじめ対策委員会（1）	
6月	いのちを見つめる強調月間・教育相談・学校開放	
7月	学年・学級懇談会（全年生）	
8月	校内研修	
9月		
10月		
11月	教育相談・三者面談	
12月	人権週間・人権集会、学年・学級懇談会（全年生）	
1月	学校いじめ対策委員会（2）	
2月	学年懇談会（1・2年生）	
3月	取組評価アンケート	

## ○組織的な対応イメージ

### ①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちを見つめる強調月間」「人権週間」等による道德教育の充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 「規律」「確かな学力」を身につけることにより、自己有用感を高める。

### ②いじめの情報



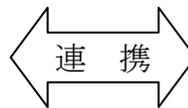
### ③情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集め、USB等に記録して残していく。

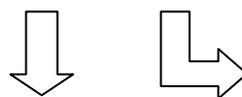


### ④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当職員、管理職などで役割を分担）



関係機関



### ⑤A 生徒への指導・支援

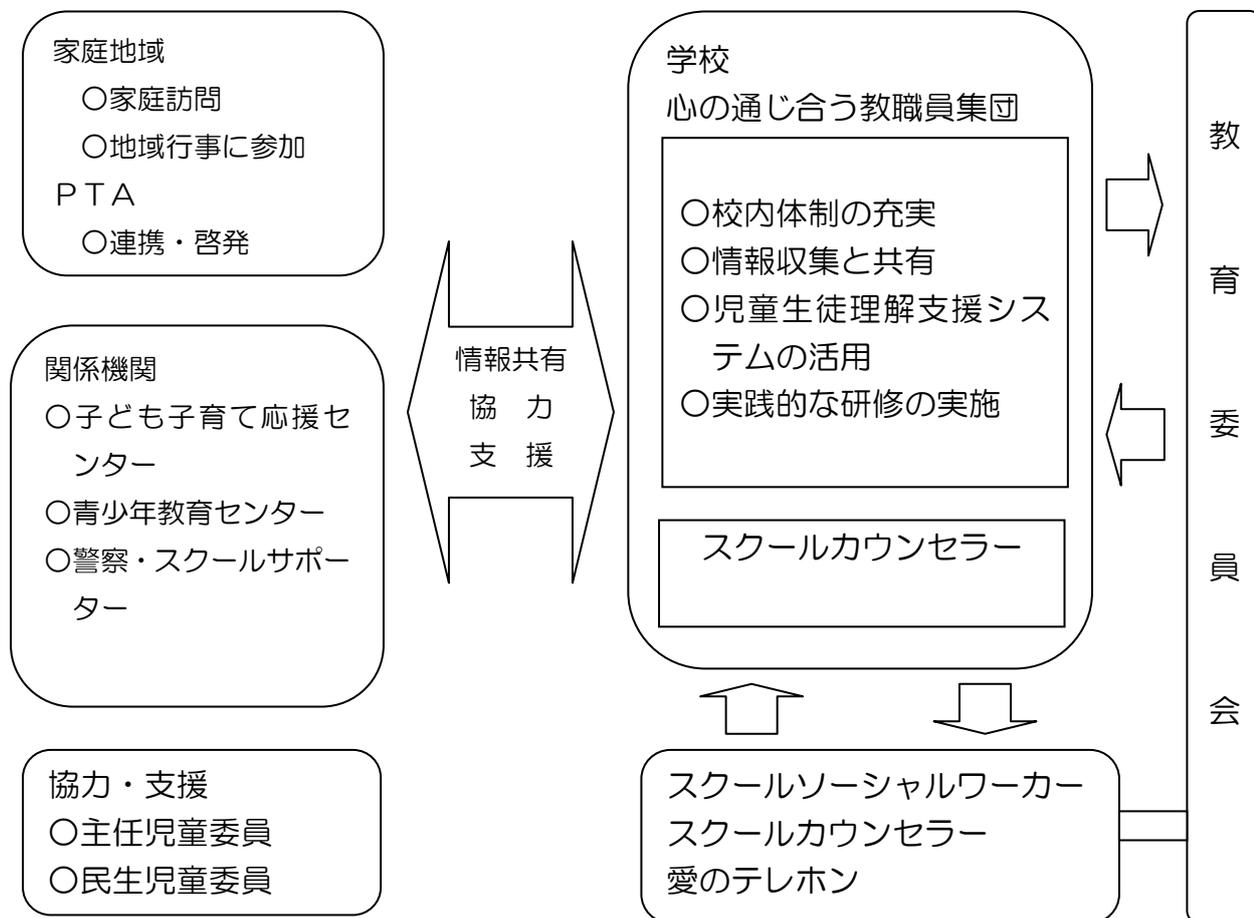
- いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

### ⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

## 〇いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり